



## 静岡市農業委員会 会長 西ヶ谷 量太郎



皆様には、農業委員会活動にご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症の勢いが止まらない中で、ようやくワクチン接種が始まり、1日も早い終息と農産物への需要と販売の回復を願うばかりです。

コロナ禍で耳にするのが、持続可能な農業、人・農地プランの実質化、デジタル技術の活用、AI、地方への移住、食料自給率38%、家族経営、男女共同参画、輸出促進、農業所得の向上、農業生産の拡大、脱炭素社会、収入保険、スマート農業、みどりの食糧システム、担い手に農地の集積率80%、中山間地域の活性化、自然再生エネルギー、静岡市茶どころ日本一、美しく品格のある邑、中央4県による「山の洲」、命の水などが聞かれます。新たな時代の要請に応じた取り組みが急がれるところです。

現在農業委員会では、農地利用の最適化を推進するため、担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進、また、収入保険・農業者年金加入の推進を柱に活動しています。

令和2年度は、認定農業者が増加し、農地中間管理事業を活用した農地集積を計画以上に積み増すことができました。また、非農地化を計画的に実施し、JAに協力を頂き研修生を受け入れる地域を拡大し、新規就農を促進しました。

令和3年度も引き続き農業委員、農地利用最適化推進委員ともに日々の活動を充実させ、新しい時代の活力ある農業農村の構築を目指します。また、皆様の農業経営を向上させるための施策等についても行政に要請活動をしますので、ご意見をお願いします。

### 【もくじ】

農地転用・農地賃借料情報	P2
ふるさと農力チャレンジ事業／ 静岡市いきいき都市農業推進事業	P3
農地中間管理事業	P4
家族経営協定	P5
お茶の補助事業をご活用ください	P6
農地利用状況調査について	P7
農業者年金について	P8

【発行】 令和3年6月  
**静岡市農業委員会**

【編集】 静岡市農業委員会事務局  
静岡市葵区追手町5番1号  
電話：054-221-1483

【ホームページアドレス】  
[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_000414.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000414.html)



## 「農地転用」には農業委員会の許可が必要です!

農地に住宅や倉庫を建てたり、資材置場や駐車場として利用するなど、農地を農地以外の目的で利用することを「農地転用」と言い、農地転用をしようとする者は、農業委員会の許可を受ける必要があります。

ただし、市街化区域内農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで許可は不要となります。

許可を受けずに農地転用した場合や、許可を受けても事業計画通りに転用していない場合には、農地法に違反することになり、工事の中止や現状回復等の命令や罰則の適用もあります。

### 罰則の規定

事 項	内 容
違 反 転 用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
違反転用における 現状回復命令違反	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

## 令和2年 静岡市農地賃借料情報

令和2年1月から令和2年12月までに締結(公告)された賃借権における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。

### 1. 田(水稻)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	8,100円	15,000円	4,000円	9件
駿河区	7,500円	10,000円	2,400円	13件
清水区	—	—	—	—件
葵区中山間地域	3,600円	5,200円	2,400円	24件
清水区中山間地域	—	—	—	—件
(参考) 静岡市平均	5,600円			46件

### 2. 畑(普通畑)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	9,200円	24,800円	5,000円	41件
駿河区	35,600円	50,000円	20,000円	13件
清水区	23,100円	35,700円	11,000円	16件
葵区中山間地域	6,100円	11,600円	2,300円	25件
清水区中山間地域	5,400円	6,700円	4,100円	2件
(参考) 静岡市平均	14,200円			97件

### 3. 畑(茶畑)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	5,400円	18,600円	2,100円	101件
駿河区	2,200円	5,000円	1,100円	14件
清水区	12,800円	20,800円	5,000円	15件
葵区中山間地域	2,300円	5,000円	1,000円	275件
清水区中山間地域	8,200円	12,100円	5,500円	59件
(参考) 静岡市平均	4,100円			464件

### 4. 畑(茶畑以外の樹園地)の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
葵区	10,300円	29,000円	2,000円	10件
駿河区	8,500円	8,500円	8,500円	2件
清水区	15,900円	30,100円	5,600円	98件
葵区中山間地域	2,700円	4,100円	1,500円	16件
清水区中山間地域	12,200円	23,400円	5,600円	19件
(参考) 静岡市平均	13,500円			145件

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※3 「(参考)静岡市平均」の平均額は、各地域の平均値をデータ数により加重平均した値です。

※4 中山間地域の対象地区は下記のとおりです。

<葵 区> 井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢、松野、足久保、中藁科、南藁科、服織西、賤機北、賤機中、北沼上

<清水区> 両河内、小島、庵原、由比



静岡市からのお知らせ

## 農業の6次産業化を応援します！ ふるさと農力チャレンジ事業

「新商品製造のため加工用機械を導入したい」、「新商品パッケージデザインを業者に依頼したい」といった、農業者が加工や販売を行うことで所得向上を目指す新たな取り組みに対し、補助する制度です。

### ■補助の対象者

市内の農業者、農業法人及び農業者等の組織する団体

### ■補助対象事業(新規事業に限ります)

1. 農産物の加工用の機械・器具の導入
2. 新商品開発に伴うマーケティング調査・講習会等の開催
3. 農産物の販路拡大等を目的としたイベントの開催・出展 など



### ■補助率と補助上限額

補助対象経費(消費税抜き)の2分の1  
上限額 **50万円**

### ■申請期限

令和3年**9月末日**まで

※申請の1か月前までに一度ご相談下さい

#### 〈問い合わせ先〉

静岡市役所 農業政策課 みかん・園芸・畜産係

静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎6階 電話：**054-354-2091**

静岡市からのお知らせ

## 静岡市いきいき都市農業推進事業

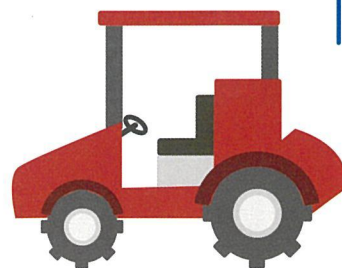
### ■事業概要

静岡市では、市街化区域内で農業を営む方を対象とした支援事業を行っています。市街化区域内で行う生産・出荷調整・加工販売などの**農業経営に必要な施設整備・機械の導入や市民農園の整備等にかかる経費の半額(上限30万円で、1経営体あたり年1回限り)**を補助します。

※生産資材(種苗、肥料、農薬など)を始め、汎用性のあるもの(スコップ、鍬、小農具、軽トラックなどの車両、パソコンなど)や雨水貯水タンク(200L以上)及び自主施工の為の材料費は、補助の対象になりません。

### ■対象者

補助を受けられる方は、市内に住所を有し居住する農業経営主で、市街化区域内の農地(借地でも可)で営農活動をおこない、前年の農業収入が50万円以上ある方です。事業の詳細や申請方法については市ホームページをご覧ください。下記の問い合わせ先までお問い合わせください。



申請は  
毎月、月末で締めしており、  
令和3年度の最終受付は  
**令和4年1月31日(月)**に  
なります。

#### 〈問い合わせ先〉

静岡市役所 農業政策課 農業支援係

静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎6階 電話：**054-354-2086**

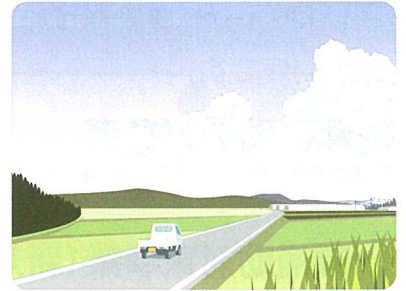


# 農地中間管理事業を活用しましょう

～大切な農地を次世代につなげよう～

## 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業は、農地を貸し付けたい方々から農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が農地を借り入れ、経営規模の規模拡大や効率化などを進める地域の担い手農家に、まとまった農地を貸し付ける制度です。公的機関である農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が間に入るので、安心して農地の貸し借りができます。



農地を借りたい方は機構に応募を、農地を貸したい方は下記問い合わせ先まで貸付希望のご相談をお願いします。

〈問い合わせ先〉 静岡県農業振興公社 電話：054-250-8988  
JA静岡市 電話：054-288-8420  
JAしみず 電話：054-367-3247



## 農地の貸し借りに関する契約会を実施しました

令和3年4月21日～4月28日にかけて、各JA支店にて、農地の貸し借りに関する契約会を実施しました。今回は、236人の方々を対象に、お手続きをさせていただきました。

次回は令和3年10月頃を予定しております。対象の方には、お知らせをお送りしますので、ご協力をよろしくお願い致します。



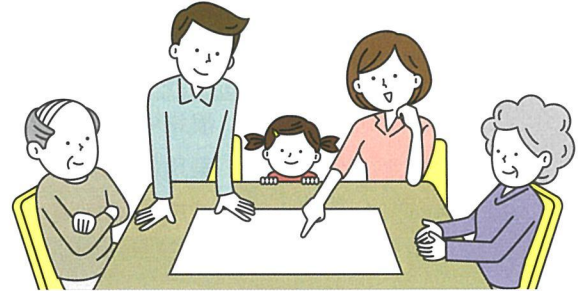


# 家族経営協定を結んでみませんか？

～家族で農業経営や暮らしについて話し合みましょう～

## 家族経営協定とは

家族で農業経営や生活・将来の目標について話し合い、意欲とやりがいをもって、経営方針や役割分担、家族が働きやすい就業環境などのルールを決めるものです。



## 家族経営協定の目的

家族各人の  
主体的な経営参画

女性農業者の  
地位確立

後継者の自立を  
バックアップ

法人経営の確立

## 制度上のメリット

### ◆◆ 認定農業者制度 ◆◆

家族各人が「共同経営者」として活躍する場合には、家族経営協定を締結することで、認定農業者制度において、「夫婦共同申請」や「親子共同申請」が可能となり、各種政策支援を受ける機会の拡大につながります。

### ◆◆ 農業者年金 ◆◆

農業者の老後生活の安定に向けて、国民年金（基礎年金）の上乗せとして、農業者年金制度が設けられています。農業者年金には、青色申告を行う認定農業者等と家族経営協定を締結する女性（配偶者）や後継者に対し、政策支援（保険料の国庫補助）があり、これを活用することで、夫婦の老後保障の充実化を図ることができます。

### ◆◆ 農業次世代人材投資資金 ◆◆

次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、就農直後の経営確立を支援する「農業次世代人材投資資金（経営開始型）」を最長5年間交付する仕組みがあります。この制度を活用する場合、夫婦二人で就農したケースにおいて、一定の要件のもと家族経営協定を締結するなど、夫婦相互に共同経営者であることを明らかにすることで、通常年間最大150万円の給付に対して、その1.5倍の金額の交付が可能となります。

## 家族経営協定を結ぶには…

話し合いの内容や、協定に盛り込む事項など、家族経営協定の作成は、農業委員会事務局がお手伝いします。お気軽にご相談ください。





# お茶の補助事業をご活用ください!

茶生産者の皆さまにご利用いただける、令和3年度の主な静岡市補助事業をご案内します。

## 各補助事業の概要(条件等)



### ① 茶園集積推進事業補助金

対象園地	農地中間管理機構を通じて新たに借り受けた茶園
補助対象経費	乗用摘採機の活用、連担のための高さ調整、樹勢回復等に要する経費
補助金額(定額)	<b>5万円/10a(県市で1/2ずつ負担)</b>

### ② 茶共済加入事業補助金

補助対象者	市内の農業者で茶共済の加入対象となる者(工場含む)
補助対象経費	共済掛金の支払いに要する経費(詳細要件あり)
補助率	補助対象経費の <b>1/2以内</b>

### ③-1 茶生産改良整備事業補助金(茶園改良整備)

対象園地	10a以上1ha未満の市内の茶園
補助対象経費	茶園の平坦化、園内作業道整備、防霜施設の整備等の小規模基盤整備に必要な経費
補助率(限度額)	中山間地域外：補助対象経費の <b>1/2以内(30万円/10a)</b> 中山間地域：補助対象経費の <b>8/10以内(48万円/10a)</b>

### ③-2 茶生産改良整備事業補助金(加工施設機械整備)

補助対象経費	荒茶加工機、仕上茶加工機の購入及び設置に係る経費(詳細要件あり)
補助率(限度額)	個人：補助対象経費の <b>1/2以内(150万円/年)</b> 共同：補助対象経費の <b>1/2以内(500万円/年)</b> ※令和3年度より追加

### ④ 茶園共同管理推進事業補助金

対象園地	新たに耕作する10a以上の茶園(施設整備) 共同管理する1ha以上の茶園(機械導入) ※被覆資材は10a以上の茶園
補助対象者	5戸以上の市内の農業者で組織する団体(詳細要件あり)
補助対象経費	灌水施設・モノレール等の施設整備、乗用茶園管理機、小型バックホウ等の資材費等
補助率(限度額)	補助対象経費の <b>1/2以内(500万円)</b>

### ⑤ 補完作物転換事業補助金

対象園地	農業振興地域又は生産緑地地区、2a以上の一団の茶園(詳細要件あり)
補助対象経費	茶樹抜根後の整地及び苗木の植栽に係る経費
補助金額(定額)	<b>7,600円/a(永年性作物)、4,100円/a(単年性作物)</b>

### ⑥ 茶園防霜施設修繕事業補助金

対象施設	設置後12年を経過している防霜施設(詳細要件あり)
補助対象経費	資機材の購入及び修繕に係る経費
補助金額(限度額)	補助対象経費の <b>2/10以内(10万円/台)</b>

※詳細に関してはJAの営農指導担当もしくは静岡市役所農業政策課までお問合せください。  
また補助金には予算上限がございますので、上限に達した場合には終了とさせていただきます。

〈問い合わせ先〉 静岡市役所 農業政策課 お茶のまち推進係  
電話：**054-354-2089** FAX：**054-354-2482**



## 農地パトロール(利用状況調査)を行います

農地法では、農地の所有者には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、また、農業委員会は毎年1回、管内の農地の利用状況について調査を行うことが、それぞれ規定されています。

この規定に基づき、農業委員会では、8月から10月頃まで、市内のすべての農地を対象に農地パトロール(利用状況調査)を実施します。調査の際、農地に立ち入る場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

この調査で、適正に管理がなされていない農地の所有者には、有効に農地が利用されるよう意向調査等を行います。



### 【農地を所有する皆さまへ】

- ① 除草・耕うん・作付けなど、日頃から農地を適正に維持管理してください。
- ② 高齢のため耕作するのが難しい方や、後継者がなく将来の農地の維持管理に不安のある方は、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。
- ③ 農地の貸し借りを希望する場合は、「農地中間管理事業」をご利用ください。これは、県知事が監督する公的機関(静岡県農業振興公社)が農地を借受け、担い手にまとまった形で農地を転貸する仕組みです。公的機関が受け皿となるので、貸し手と借り手の個人的な信頼関係がない場合でも、安心して農地の貸し借りが行え、貸し手と借り手の双方にメリットがあります。

※農業振興地域内で、農地を荒廃させたまま放置すると、将来、固定資産税が1.8倍に増額されることがあります。



## ～ 農業者年金で老後の生活に備えませんか ～



20歳以上  
60歳未満

国民年金の  
第1号  
被保険者

年間  
60日以上  
農業に従事



の方ならどなたでも加入できます。

保険料／月**2万円～6万7千円**の間で千円単位で自由に選べます。

保 証／終身年金です。積立方式・確定拠出型で長期に安定した制度です。

税制面での優遇措置／支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になるため、課税対象所得が下がり税金が安くなります。

40歳未満の方は保険料の  
国庫補助を受ける制度  
(加入要件あり)もあります。

※要件の詳細については、農業委員会  
事務局までお問い合わせください。

農業者年金に関するご相談は、静岡市農業委員会事務局農政係  
(電話：054-221-1483)までお気軽にお問い合わせください。

## ～ 農業者年金現況届について ～

令和3年5月末頃に(独)農業者年金基金から、直接受給者のみなさまに送付されている現況届の提出をお願いいたします。(農業委員会事務局から送付しました切手付き返信用封筒をご利用ください)

現況届を提出されなかった場合、令和3年11月からの農業者年金の給付が**差し止め**になりますのでご注意ください。

■提出期限／令和3年6月30日

■提出場所／〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所16階 農業委員会事務局

【経営移譲年金受給者のみなさまへ】

経営移譲年金を受給されているみなさまは、現況届の自己チェック欄へご記入をお願いいたします。

あなたご自身について、以下の1～6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

1.あなたご自身が農業を営んでいますか

はい                      いいえ

2.あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか

はい                      いいえ

3.後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等を行いましたか

はい                      いいえ

4.あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか

はい                      いいえ

5.あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか

はい                      いいえ

6.あなた名義で農業共済(NOUSAI)に加入しましたか

はい                      いいえ